



令和6年度（2024年度）

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度のお知らせ

稲城市では、経済的に困りの保護者の方に、小・中学校の学用品、学校給食費等の費用を援助します。下記の受給の要件等をお読みいただき、受給を希望する場合は、申請書をご提出ください。なお、毎年度の申請が必要となります。前年度に就学援助を受けていた方も、改めて申請をしてください。申請しない方は、提出いただくものではありません。

ア 就学援助の対象になる方と、申請書に添付する書類

就学援助の対象となるのは、稲城市にお住まいの方で、お子さまが国公立の小中学校に在籍し、かつ次のいずれかに該当する方です。

添付する書類

1 現在、生活保護を受給している世帯である。 不要

2 令和5年4月1日以降、下記のいずれかに該当した。

①	生活保護の停止、または廃止を受けた世帯である。	不要
②	保護者のいずれかが、児童扶養手当(※)の支給を受けた。 ※ ひとり親家庭向けの手当てです。児童手当とは異なりますので、ご注意ください。	不要
③	保護者のいずれかが、社会福祉協議会から生活福祉資金による貸付を受けた。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し ※ 決定通知書が無い場合は、貸付資金が振り込まれたことがわかるもの(通帳の表面と振込みがあった行のページの写し)。
④	保護者全員が、「障害者・未成年者・寡婦・寡夫」のいずれかに該当して市町村民税非課税である。	不要 ※ ただし、令和6年1月2日以降に転入した保護者がいる場合は、その保護者の分の非課税証明書(コピー可)が必要です。
⑤	保護者のいずれかが、国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けた。	国民健康保険税減免(猶予)承認決定通知書のコピー
⑥	保護者全員が、国民年金保険料の全額減免を受けた。	国民年金保険料免除承認通知書と宛名の部分のコピー
⑦	保護者のいずれかが、市町村民税の減免、個人事業税の減免、災害による固定資産税の減免を受けている。	減免決定通知書のコピー

3 令和5年1月から12月までの世帯の総収入が、次の【世帯の総収入の基準額の目安】に満たない額である。

【世帯の総収入の基準額の目安】

※ 家賃69,800円の場合

世帯人数	世帯構成の例	持ち家	賃貸住宅
2人	父または母40歳 子6歳	260万円前後	340万円前後
3人	父母40歳 子6歳	330万円前後	410万円前後
4人	父母40歳 子9歳 子3歳	370万円前後	450万円前後
4人	父母40歳 子9歳 子6歳	400万円前後	480万円前後
5人	父母40歳 子12歳 子9歳 祖母65歳	470万円前後	560万円前後
5人	父母40歳 子12歳 子9歳 子6歳	490万円前後	570万円前後

世帯全員の収入の合計が上記の額に満たない場合は、就学援助を受けられる目安になります。ただし、年齢構成や家賃などによって基準額は変わりますので、あくまで目安としてください。基準に該当するか迷う場合は、申請しておくことをおすすめします。

上記の表における収入は、パートやアルバイト、年金なども含みます。給与所得者は、源泉徴収票の「支払金額」から社会保険料と源泉徴収税額を引いた金額を指します。給与所得者以外は確定申告書の「所得金額の合計」です。

【⇒裏面に続く。】

前ページ3の世帯の収入が次の【世帯の総収入の基準額の目安】以下だった場合。

添付する書類	
令和5年中の世帯全員の収入を合計した金額が、基準額に満たない額である。 ※世帯全員の課税情報の申告をしていることが前提です。	令和6年1月1日以前から稲城市に住んでいる保護者 持ち家の方 ⇒ 添付資料は特にありません。 借家・賃貸住宅の方 ⇒ 最新の賃貸契約書のコピー 都営住宅の方 ⇒ 最新の使用料がわかる書類のコピー ※ 更新のお知らせや家賃の領収書は、原則として家賃の証明書として認められません。 コピーを作成される際、下記の箇所が含まれるようにしてください。 ・ 共益費や駐車料金代を除いた月額の家賃 ・ 契約者が保護者であること ・ 契約期間 ・ 物件の所在地
	令和6年1月2日以降に稲城市へ転入した保護者 ⇒ 次のいずれかによる収入の証明(コピー可)が必要です。 ・ 給与収入のある方全員分の令和5年分給与所得の源泉徴収票 ・ 令和5年分の所得税の確定申告(第一表・第二表)控え ・ 令和6年度市町村民税課税証明書(または非課税証明書) ※ 所得がない成人以上の方が世帯にいる場合は 非課税証明書の提出をお願いいたします。 ※ 課税証明書は、令和6年1月1日にお住まいだった 区市町村にて、概ね令和6年6月以降に購入可能です。 購入次第ご提出ください。 また、令和6年4月30日(火)までにご提出いただいた 申請書は保留にし課税証明書提出後に審査いたします。

※ 家庭事情が急変(倒産、病気、事故、災害等)した方に関しましては学務課にご相談ください。

イ 申請から結果の通知まで

- ① 申請書の記入 (このお知らせの最後に、記入例があります)
- ② 添付書類の準備 (申請の理由により添付書類が異なりますので、よくご確認ください)
- ③ 提出 **4月30日(火)まで**に、世帯で1枚提出してください。

市内の小中学校にきょうだいがいるご家庭は、申請書を複数枚受け取られると思いますが、提出はご家庭で1枚です。

郵送する場合————〒206-8601 稲城市東長沼2111 稲城市役所学務課
令和6年4月30日(火) 消印有効

直接持参する場合————市役所6階学務課、平尾出張所、若葉台出張所
[平日の8:30から17:00までの間]

※ 学校では、申請書の受付をしませんので、ご注意願います。

4月30日以降も随時申請を受け付けております。提出日を基準として受給開始となり、毎月の15日(15日が土日祝日のときは翌開庁日)までに申請するとその月から、16日以降に申請すると翌月から、それぞれ受給開始となります。

※ 令和6年度の最終受付は、令和7年2月28日(金曜日)です。

- ④ 結果の通知 (4/30までに申請) 7月上旬に申請者の住所地へ郵送します。
(それ以降に申請) 申請から一か月程度で申請者の住所地へ郵送します。

ウ 【年間の】支給予定額

※ 金額は変動する場合があります。支給日などの詳細は、認定通知書に同封します。

支給費目	学用品・通学用品費	新入学 学用品費※1	給食費※2	校外活動費	宿泊体験学習費 修学旅行費	医療費 ※3
小学校	1年生 11,630円 2～6年生 13,900円	54,060円	実費 (約4～5万円)	実費	実費	治療負担額
中学校	1年生 22,730円 2、3年生 25,000円	63,000円	実費 (約5～6万円)	実費	実費	治療負担額

※1 入学前に新入学学用品費の支給を受けた方は、新入学学用品費は支給されません。

※2 給食費は、審査結果が届くまでお支払いください。就学援助が認定されますと、給食費の引き落としが停止され、すでにお支払いいただいた金額をお返しします。

※3 対象となる治療費は、学校保健安全法施行令第8条の学校病《トラコーマ及び結膜炎、白癬(せん)、疥癬(かいせん)及び膿痂疹(のうかしん)、中耳炎、慢性副鼻腔(くう)炎及びアデノイド、齲(う)歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)》のみです。

エ よくあるお問い合わせ

Q、 賃貸住宅に住んでいますが、最新の賃貸契約書が見当たりません。

A、 家賃に関する書類を添付しなくても申請できますが、添付がない場合、家賃0円とみなして持ち家の方と同じ条件で世帯の総収入額から判定をします。なお、添付した場合、世帯の総収入月額から家賃分(ただし、2人世帯は64,000円、3～5人世帯は69,800円、6人世帯は75,000円、7人以上の世帯は83,800円が上限です)を引いて判定するため有利になります。また、申請理由が生活保護費受給や児童扶養手当受給等(申請書の申請理由A欄)の方は添付不要です。

Q、 学務課から、就学援助費申請却下通知書が届きました。

A、 前年中の収入等に関する申告が期限までにお済みでない場合、就学援助制度についても審査ができません。税申告後に改めて就学援助費の申請をしてください。なお、税申告に必要な手続き等については、稲城市課税課市民税係(Tel 378-2111)へ直接お問い合わせください。日野税務署へ確定申告することになった場合は、稲城市が確定申告の内容を取得するまで1ヶ月程度かかりますので、再度就学援助費の申請をする際に、確定申告をした旨をご連絡ください。

Q、 就学援助を受けると、学校からの請求などが免除されますか？

A、 学校から請求されます教材費や校外活動費は、学校の指定に従って納めてください。後日、学校からの報告に基づいて、学務課が申請書にご記入いただいた保護者様の口座へ、上記ウ「【年間の】支給予定額」に記載のある金額を振り込みます。直接お渡しいたしませんので、就学援助を受けていることを他の方に知られることはありません。なお、学用品・通学用品費は定額支給ですので、学校に支払った金額の全額が支給されるものではありません。